

# 静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正について (対象事業及び規模要件の見直しについて)

令和元年9月13日(金)  
静岡市 環境局 環境創造課

## 市条例の規則改正

- ・太陽光発電所の取扱い

- ・見直し(1) 区域間の矛盾の是正

- ・見直し(2) 区域をまたがる事業の判定の是正

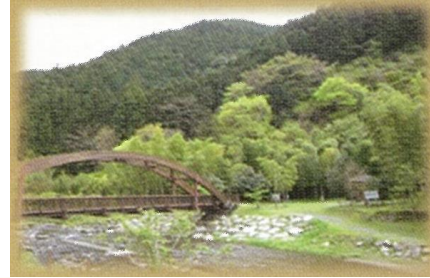
# 見直し(1) 区域間の矛盾の是正

## 【現状】

①都市計画区域内

②都市計画区域外

③特定区域



自然度

比較的少ない

比較的豊か

豊かで貴重な自然

大規模な開発

環境影響  
が大きい  
可能性

比較的低い

比較的高い

高い

アセス対象

比較的  
なりにくい

比較的  
なりやすい

なりやすい

(例)

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上

# 見直し(1) 区域間の矛盾の是正

## 【問題点】

(規模要件一覧表の抜粋)

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上	土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
12 住宅団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設	延べ面積5万㎡以上	左同	土地形状変更5ha以上

要件及び単位が異なると、  
 ・①、②がアセス対象  
 ・③がアセス対象外  
 となることあり得る。

例えば、リゾートホテル(延べ面積5万㎡、4haの土地形状変更)は①、②のみアセス対象

⇒ 地域特性とアセス対象の間に矛盾が生じている(③特定区域内)ことが問題

一方で、「①都市計画区域内」と「②都市計画区域外」の間では矛盾は生じない

## 【改正案】

矛盾が生じないようにするため、「③特定区域内」を変更する

- ・「都市計画区域外」の数値(ない場合は「都市計画区域内」)を特定区域内に追記する
- ・追記の際は「又は」とする
- ・矛盾が生じない事業は変更しない

# 見直し(1) 区域間の矛盾の是正

## 【現行】

## 【改正案】

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
1 道路の建設			
高規格幹線道路	すべて	すべて	すべて
一般国道等	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・3.75km以上	土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上・15km以上	幅員6.5m以上・7.5km以上	土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設	滑走路長1,875m以上	同左	土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上	土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
⋮			
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上

対象事業	③ 特定区域内
	1 道路の建設
高規格幹線道路	すべて
一般国道等	4車線以上かつ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上かつ7.5km以上 又は 土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設	
ダム	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設	長さ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設	滑走路長1,875m以上 又は 土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設	
火力発電所	出力11.25kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
太陽光発電所	敷地面積5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設	
ごみ焼却施設	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力75kℓ/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓	面積5ha以上
8 土地区画整理事業	土地形状変更5ha以上
⋮	
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)	土地形状変更5ha以上

## 市条例の規則改正

- ・太陽光発電所の取扱い

- ・見直し(1) 区域間の矛盾の是正

- ・見直し(2) 区域をまたがる事業の判定の是正

# 見直し(2) 区域をまたがる事業の判定の是正

## 【現状】



①都市計画区域内



②都市計画区域外



①都市計画区域内



②都市計画区域外

(例1)

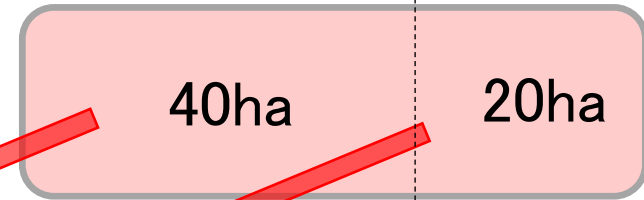
60haの都市公園



地域毎に分けて  
アセス対象か判定

(例2)

60haの都市公園



対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更 5ha以上

対象

アセスの...対象

対象外

対象外

対象外

対象外

# 見直し(2) 区域をまたがる事業の判定の是正

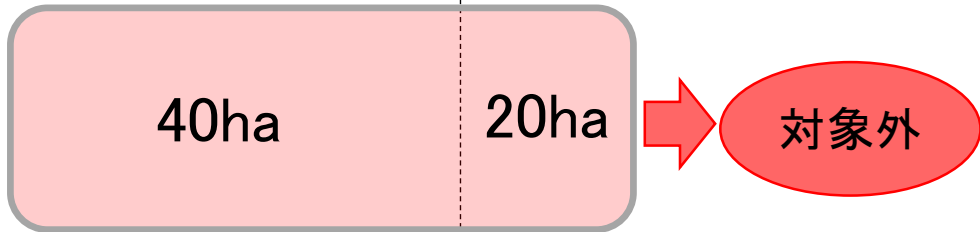
## 【問題点】

①都市計画区域内

②都市計画区域外

(例)

60haの都市公園



区域で分けて判定するため、対象外となる。

⇒ 事業全体でのアセス判定がないことが問題

(※①と②を例示したが、③でも同様)

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上

## 【改正案】

事業全体でアセス判定がされるよう、施行規則別表1の備考に文言を追記

①都市計画区域内のアセス判定時

(事業計画) ①の規模 + 区域をまたいだ②や③の規模 ↔ (規模要件) ①

②都市計画区域外のアセス判定時

(事業計画) ②の規模 + 区域をまたいだ③の規模 ↔ (規模要件) ②

照合し判定

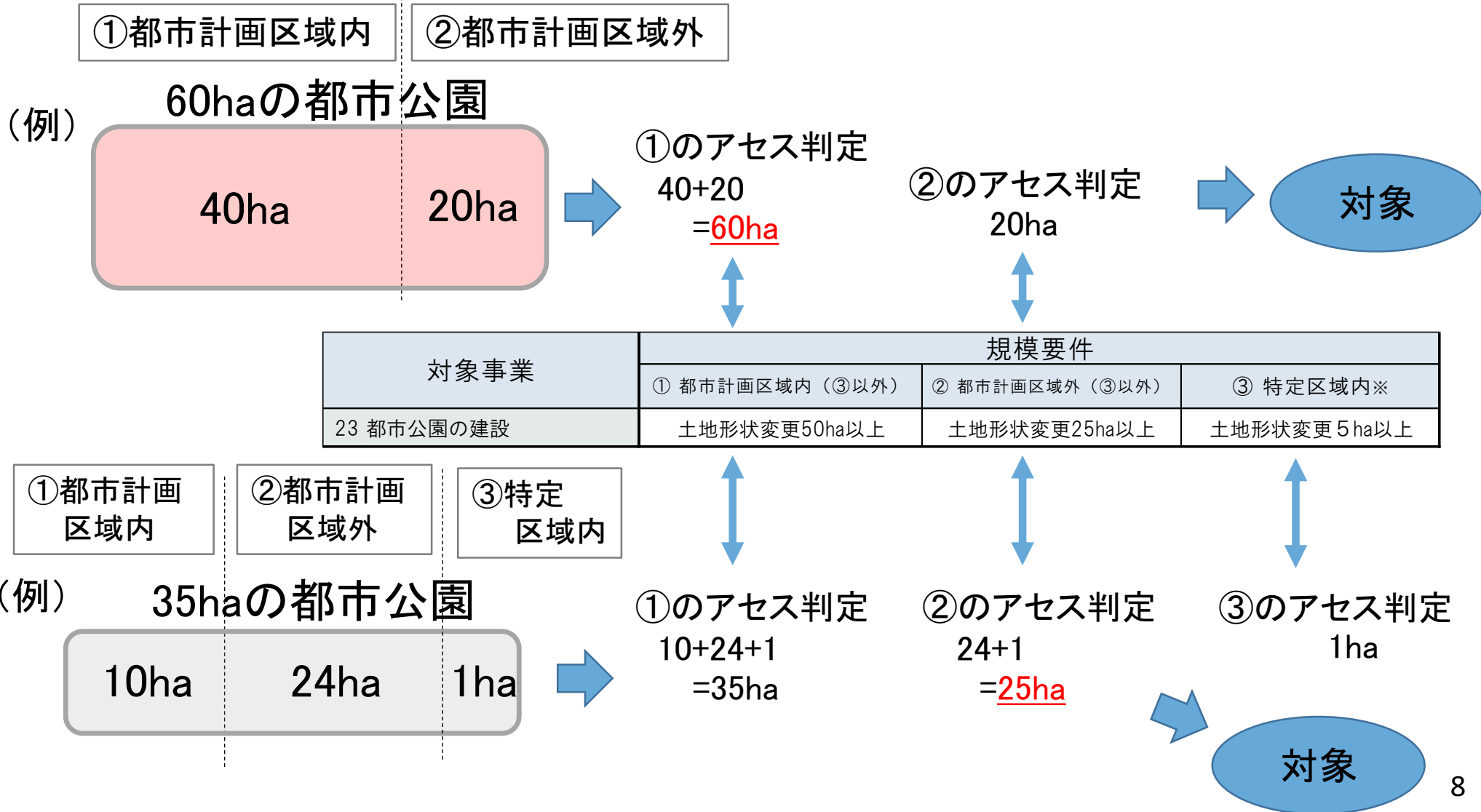
追加する

文言の趣旨



# 見直し(2) 区域をまたがる事業の判定の是正

## 【具体例】



# 見直し(2) 区域をまたがる事業の判断の是正

## 【現行】

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
21 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上	左同	左同
22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設	延べ面積5万㎡以上	左同	土地形状変更5ha以上
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上
24 河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く)	—	—	土地形状変更5ha以上

※【特定区域】＝南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、  
奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保の松原県立自然公園特別地域

## 【改正案】

対象事業	規模要件※		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内
21 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上		
22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設	延べ面積5万㎡以上		延べ面積5万㎡以上 又は 土地形状変更5ha以上
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上
24 河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く)	—	—	土地形状変更5ha以上

※【特定区域】＝南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、  
奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保の松原県立自然公園特別地域

※ ②都市計画区域外における事業の規模等の算定に当たっては、当該事業が③特定区域内にわたって実施される場合には、③の地域の部分も算入します。①都市計画区域内における事業が②都市計画区域外又は③特定区域内にわたって実施される場合の②又は③の地域の部分も同様です。

# 今後の予定について

## 【規則改正について(予定)】

令和元年度

9月

令和元年度第1回  
環境影響評価審査会



本日のご意見を踏まえ、内容の修正等を実施

10月

修正後の内容にてパブリックコメントを実施

11月

改正施行規則の公布

令和2年度



周知期間

4月

改正施行規則の施行